

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

第2 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好

2 請求年月日

令和8年1月29日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。（項目番号の表記を変更したほかは、原文のまま記載した。）

(1) 請求の趣旨

森礼子に対し金426万2972円の損害賠償請求あるいは返還請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人は、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為等の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成員である。

(イ) 森礼子

森礼子は、現職の和歌山県議会議員であり、受領した政務活動費の一部を違法・不当に支出している相手方である（以下、「森議員」という）。

イ 政務活動費（公金）の受領及び支出等

森議員は、地方自治法第100条第14から16項及び和歌山県政務活動費の交付に関する条例（以下、「本件条例」という）に基づく政務活動費として受領した収入、支出及び残余が次のとおりであるとしている（資料1から同6の各1）。

(ア) 2020年度（以下、下二桁表記）

①収入324万円

②支出342万4178円（うち、事務所費32万6357円、事務費90万5603円、人件費126万円）

③残余0円（収支差は18万4178円の支出超過）

(イ) 21年度

①収入324万円

②支出330万3212円（うち、事務所費32万6469円、事務費56万9728円、人件費126万円）

③残余0円（収支差は6万3212円の支出超過）

(ウ) 22年度

①収入324万円

②支出335万3074円（うち、事務所費33万3367円、事務費43万2496円、人件費126万円）

③ 残余 0 円（収支差は 11 万 3074 円の支出超過）

(エ) 23 年 4 月

① 収入 27 万円

② 支出 28 万 4947 円（うち、事務所費 2 万 7383 円、事務費 13 万 7101 円、人件費 10 万 5000 円）

③ 残余 0 円（収支差は 1 万 4947 円の支出超過）

(オ) 23 年度 5 月以降

① 収入 297 万円

② 支出 304 万 7016 円（うち、事務所費 52 万 2614 円、事務費 37 万 7074 円、人件費 121 万円）

③ 残余（収支差は 7 万 7016 円の支出超過）

(カ) 24 年度

① 収入 324 万円

② 支出 334 万 6436 円（うち、事務所費 104 万 0025 円、事務費 37 万 1130 円、人件費 132 万円）

③ 残余（収支差は 10 万 6436 円の支出超過）

ウ 支出の違法・不当

本件は、20 から 24 年度の 5 年間の事務所費（そのうち駐車場代と家賃）、事務費（うち車両リース代と携帯・インターネット使用料）、人件費に関する按分割合を超える違法支出を問うものである。以下、詳述する。

(ア) 確定判決の事務所費、事務費、人件費支出の按分の枠組み

県議会議員の政務調査費の事務所費、事務費、人件費の違法支出に関する訴訟の確定判決が 3 件存する。大阪高等裁判所平成 25 年（行コ）第 40 号事件（原審・和歌山地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 7 号）、大阪高裁平成 26 年（行コ）第 182 号事件（原審・和歌山地裁平成 23 年（行ウ）第 7 号）及び、大阪高裁令和元年（行コ）第 151 号（原審・和歌山地裁平成 28 年（行ウ）第 6 号、同 7 号事件）の 3 件がそれらであるが、高裁段階の一部支出の違法を認めた判決に県側がいずれも上告せず、確定させている（このことは、県や県議会において周知の事実である）。このように、上告せず、県側は、3 件も支出の違法を受け入れたのだから、それらの判決が共通して示した事務所費、事務費、人件費に関する社会通念上相当な按分の考え方や枠組みなどは、その後の支出においても按分基準にして、遵守されなければならない。しかし、本件をみる限り遵守されているとは言い難いし、詳細は後述するが議長は、確定判決に基づく政務活動費の適正な運用を期すべきことを怠っている。

それらの確定判決が認定した事務所費、事務費、人件費の按分の判断は、各議員の「政務調査用事務所」所在、各議員が関係する自宅、会社、後援会、政党支部および後援会などの政治団体の所在を認定し、それらを前提に政務調査用事務所との併設の実態（併設されているか否か）を認定し、政務調査用事務所と併設関係にある会社、政党支部および政治団体が支出する事務所費、事務費および人件費を認定した上で、併設使用している主体（各団体および私的等）の数に応じ

て事務所費、事務費および人件費について社会通念上相当する按分率を決定し、その按分率に基づいて計算した額を超える部分について政務調査費からの支出を違法としたものである。

それに基づき具体的に認定した事務所費、事務費、人件費の社会通念上相当な按分割合を次のとおり示している。

①事務所費

- a 通常、「政務調査用事務所」の併設団体等の数による割合。ただ、併設関係にある団体等に事務所費の支出がある場合、それらの団体等が支出した事務所費を加えた合計が按分の対象。
- b 政党支部などの団体の設置は別の所であるが、政務調査用事務所に隣接する倉庫に政党支部などの団体の看板が設置されている場合
2分の1の按分割合。
- c 自宅兼後援会事務所の直近に政務調査用事務所がある場合の駐車料
2分の1の按分割合。
- d 自宅敷地内の事務所の水道等のメータが自宅と共用の場合
上記通常の場合の併設団体数に1を加えた数による割合。

②事務費

- a 通常
「政務調査用事務所」の併設団体等の数による割合。ただ、併設関係にある団体等に事務費の支出がある場合、それらの団体等が支出した事務費を加えた合計が按分対象。
- b 自宅兼政務調査事務所と道路を隔てた近接建物に政党支部と後援会が設置されている場合、
60%の按分割合。
- c 自宅に併設される事務所の場合
私的利用が認められる支出（固定電話、FAX等）につき、「政務調査用事務所（自宅）」の併設団体等の数に私的分を1として加えた按分割合。
- d 汎用性の高さを考慮した使用料や購入費
aの政務調査用事務所に併設される団体等の数に、併設されていない団体等の数を加えた上に、私的分を1として加えた按分割合（なお、当該基準は、ガソリン代、車両関係費、携帯電話使用料、デジタルカメラ代、インターネット使用料、カメラ代に適用している）。

③人件費

- a 通常、「政務調査用事務所」の併設団体等の数による割合。ただ、併設関係にある団体等に人件費の支出がある場合、それらの団体等が支出した人件費を加えた合計が按分対象。
- b 自宅とは別の場所に事務所が設置されている被用者の勤務場所が自宅であり、自宅の併設団体に人件費の支出がある場合
政務調査費の人件費に、自宅の併設団体が支出した人件費を加えた合計額にして、政務調査用事務所の併設団体数に自宅の併設団体数を加えた合計割合。

(イ) 森議員に関する団体等の設置状況等

①森議員の住所（資料 11 から同 13）

森議員の住所は、24 年 7 月 11 日頃以降、「和歌山市新八百屋丁 25 番地」であり、それ以前の住所は、「和歌山市新内 8」だった。和歌山市新内 8 について、森議員自身は実家と言っているが、所在が同じであるから森議員の親族とともに住む自宅とみなすことが相当である。現在の和歌山市新八百屋丁 25 番地は、同番地と 24 番地の土地に 24 年 6 月 3 日に新築された居宅の所有者が森議員であるから、森議員の自宅と見なすことが相当である。なお、当該自宅の東隣には、次の②b の森議員の新政務事務所が設置されている。

②政務事務所（資料 1 から 6、なお県議会に顕著な事実である。）

森議員の政務事務所は、「森れい子事務所」として、次のところに設置している。

a 20 年 4 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日の間（以下、この間「旧政務事務所」という）

和歌山市新八百屋丁 25。

b 23 年 12 月 1 日以降（以下、この間「新政務事務所」という）

和歌山市畑屋敷雁木丁 37-2 松井ビル 102 号。

但し、新政務事務所の入り口に森れい子後援会の立看板を設置している。なお、当該松井ビルは、旧政務事務所の新八百屋丁 25 の東隣に位置する。

③自由民主党和歌山県和歌山市第十二支部（資料 7、同 10 の 1 の 6 頁、同 13 の 4）

森議員が代表者の「自由民主党和歌山県和歌山市第十二支部」（以下、「自民党支部」という）は、主たる事務所と従たる事務所をそれぞれ次のとおり設置している。

a 主たる事務所

(a) 20 年 4 月 1 日から 2024 年 6 月 13 日の間

和歌山市新内 8 番地（この当時の森議員の住所と同じ所在）。

(b) 24 年 6 月 14 日以降

和歌山市新八百屋丁 25（この当時の森議員の住所と同じ所在）。

b 従たる事務所

20 年 4 月 1 日から 24 年 5 月 31 日の間

和歌山市新八百屋丁 25（前記②a の旧政務事務所と同じ所在）。

④星礼会（資料 8、同 10 の 2 の 10 頁）

森議員が代表者の「星礼会」は、その事務所を次のところに設置している。

a 20 年 4 月 1 日から 2024 年 6 月 13 日の間

前記③a(a)の自民党支部と同じところ。

b 24 年 6 月 14 日以降

前記③a(b)の自民党支部と同じところ。

⑤森れい子後援会（資料 9、同 10 の 1 の 6 頁）

県選挙管理委員会（以下、「県選管」という）に届け出のある森議員が代表

者の「森れい子後援会」（以下、「後援会 1」という）は、その事務所を次のところに設置している。

a 20年4月1日から2024年6月13日の間

上記③a(a)の自民党支部と同じところ。

b 24年6月14日以降

上記③a(b)の自民党支部と同じところ。

⑥森れい子後援会（資料11の1）

県選管に届け出のない会長がAの「森れい子後援会」（以下、「後援会 2」という）は、次の事務所を使用している。

20年4月1日から22年12月31日の間

上記②aの旧政務事務所。

⑦森れい子のこの指とまれ！紅葉の集い県政報告会実行委員会の旧政務事務所の使用（資料8の4、同11の4）

森議員は、23年11月23日に行った政治資金パーティーを行うための、「森れい子のこの指とまれ！紅葉の集い県政報告会実行委員会」（以下、「実行委員会」という）を設置している。その実行委員会は「和歌山市新八百屋丁25」を所在としていた。設置期間であるが、実行委員会の立ち上げや関係資料の作成など準備期間を考慮すると、9月から11月の3カ月間とみなすことが相当である。

⑧被雇用者らの政治団体として届け出のない主体の活動への従事（資料1から4の各5、同5、6の各6）

森議員は、人件費で、20から24年度の5年間、3人を雇用した経費について、その間、按分して2分の1に相当する部分に支出している。しかし、按分対象についての記述が収支報告書にはなく、かつ、森議員に関係する自民党支部、星礼会、後援会という届け出した3団体に人件費の支出がない。そうすると、被雇用者の3人は、森議員に関係する政治団体ら以外の届け出のない主体の活動に従事していたとみなすことが相当である。

(ウ) 事務所等の併用使用実態を踏まえた按分割合

①駐車場代の按分割合

森議員は、光熱水費を除く事務所費に計上している駐車場代について、5年間のうち、23年4月以前はその代金の全額、23年5月以降はその代金の10分の9に相当する代金に支出している。しかし、上記実態を踏まえると、次の期間、その期間の社会通念上の按分割合を超える支出は違法である。

a 20年4月から22年12月

この間、上記のとおり旧政務事務所、目的外の自民党支部の従たる事務所及び、後援会2が同じ所在であるから、それらは、旧政務事務所を併用使用していたとみなすことが相当である。それ故3分の1。

b 23年1月から同年8月の間

この間、上記のとおり旧政務事務所、目的外の自民党支部の従たる事務所が同じ所在であるから、それらは、旧政務事務所を併用使用していたとみなすこと

が相当である。それ故 2 分の 1。

c 23 年 9 月から同年 11 月の間

この間、上記のとおり旧政務事務所、目的外の自民党支部の従たる事務所及び、実行委員会が同じ所在であるから、それらは、旧政務事務所を併用使用していたとみなすことが相当である。それ故 3 分の 1。

d 23 年 12 月から 25 年 3 月の間

この間、森議員の自宅とは別の場所に設置していた新政務事務所は、その入口に、森れい子後援会（後援会 1 あるいは 2 のどちらかは不明であるが一つとカウントする）の立看板を設置しているから、新政務事務所を目的後の後援会が併用使用していたとみなすことが相当である。それ故 2 分の 1。

②家賃の按分割合

森議員は、家賃について、23 年度の 12 月から 3 月及び 24 年度の 1 年間、10 分の 9 に相当する代金に支出している。しかし、上記の実態を踏まえると、次の期間、その期間の社会通念上の按分割合を超える支出は違法である。

23 年 12 月から 25 年 3 月の間

前記①d と同じ実態であるから 2 分の 1。

③車両リース代及び携帯・インターネット使用料

森議員は、車両リース代及び携帯・インターネット使用料について、5 年間、その代金や使用料の 2 分の 1 に相当する部分に支出している。しかし、上記の実態を踏まえると、次の期間、その期間の社会通念上の按分割合を超える支出は違法である。

a 20 年 4 月から 23 年 8 月及び、23 年 12 月から 25 年 3 月の間（20、21、22 年度各 1 年間、23 年度 4 月、23 年度 5 月以降 8 ヶ月、24 年度 1 年間）

車両リース代及び携帯・インターネット使用料には、汎用性の高さが考慮される。それ故、これらの期間、政務活動以外に、目的外の自民党支部、星礼会及び後援会の各活動や私的にも使用していると見なすことが相当であるから 5 分の 1。

b 23 年 9 月から同年 11 月の間（23 年度 5 月以降の 3 ヶ月）

この間、前記 a のとおりの目的外の各活動や私的にも利用されている上に、23 年 9 月から同年 11 月の間は実行委員会の活動にも使用していたと見なすことが相当であるから 6 分の 1。

④人件費の按分割合

森議員は、人件費として、5 年間、3 人を雇用しその人件費を届け出のない主体の活動と 2 分の 1 で按分し、それに相当する人件費に支出している。しかし、上記の実態を踏まえると、次の期間、その期間の社会通念上の按分割合を超える支出は違法である。

a 20 年 4 月から 22 年 12 月

この間、森議員の被雇用者は、届け出のない主体の活動を行っていた上に、上記①a と同じ実態であり、目的外の自民党支部の従たる事務所及び、後援会 2 が旧政務事務所を併用使用していたとみなすことが相当である。それ故 4 分の

1。

b 23年1月から同年8月の間

この間、森議員の被雇用者は、届け出のない主体の活動を行っていた上に、上記①bと同じ実態であるから、目的外の自民党支部の従たる事務所が、旧政務事務所を併用使用していたとみなすことが相当である。それ故3分の1。

c 23年9月から同年11月の間

この間、森議員の被雇用者は、届け出のない主体の活動を行っていた上に、上記①cと同じ実態であるから、目的外の自民党支部の従たる事務所及び、実行委員会が旧政務事務所を併用使用していたとみなすことが相当である。それ故4分の1。

d 23年12月から25年3月の間

この間、森議員の被雇用者は、届け出のない主体の活動を行っていた上に、上記①dと同じ実態であるから、新政務事務所を後援会が併用使用していたと見なすことが相当である。それ故3分の1。

(エ) 違法支出

① 駐車場代（光熱水費を除く事務所費）

森議員は、駐車場代について、以下のとおり上記按分率を超える支出をしており、超えた支出は違法である。

a 20年4月から22年12月（年度では、20、21年度の各1年分及び22年度の9ヶ月分。資料1から3）

この期間のうち、

20、21年度の各1年分につき各月2万5000円の各合計30万円、22年度の9ヶ月分につき各月同様に合計22万5000円のそれぞれの代金について、各代金全額を支出している。

しかし、これらの期間、上記（ウ）①a記載のとおり3分の1を超える支出は違法である。そうすると、

20年度分について、その合計代金に併用関係にある自民党支部の20年分事務所費に38万4199円の支出があるのでその2分の1を従たる事務所分とみなすと19万2100円になるからそれを加算した合計額49万2100円、21年度分について、その合計代金に自民党支部の21年分事務所費に12万1389円の支出があるので同様にみなすと6万0695円になるから加算合計額36万0695円、22年度の9ヶ月分について、その合計代金に自民党支部の22年分事務所費にある支出54万2574円の12分の9ヶ月分にして同様にみなすと20万3466円になるので加算合計額42万8466円の各加算合計額の3分の1を超える各支出は違法である。

そうすると、各3分の1の金額が20年度分16万4033円、21年度分12万0232円、22年度の9ヶ月分14万2822円になるから、それらを超える20年度分13万5967円、21年度分17万9768円、22年度の9ヶ月分8万2178円の各支出が違法である。

b 23年1月から23年8月の間（年度では、22年度3ヶ月分及び23年度4月

分、23年度5月以降4ヶ月分。資料3、4の各2)

なお、この間に違法支出はない。

c 23年9月から同年11月の間（年度では、23年度5月以降の3ヶ月分。資料5の2)

この間の23年度5月以降の3ヶ月分につき各月2万5000円の合計7万5000円の代金について、10分の9に相当する各月2万2500円の合計6万7500円を支出している。しかし、この期間、上記（ウ）①c記載のとおり3分の1をこえる支出は違法である。そうすると、その合計代金に併用関係にある自民党支部の23年分事務所費に91万8181円の支出があるのでその2分の1を従たる事務所分とみなしその12分の3ヶ月分が11万4773円になるからそれを加算した合計額18万9773円の3分の1を超える支出は違法である。当該3分の1の金額が6万3258円になるから、それを超える4242円の支出が違法である。

d 23年12月から25年3月の間（年度では、23年度5月以降の4ヶ月分及び24年度の1年分。資料5、6の各2)

この期間のうち、23年度5月以降の4ヶ月分につき各月2万5000円の合計10万円、24年度の1年分につき同様に合計30万円の各代金について、10分の9に相当する各月2万2500円の23年度5月以降の4ヶ月分合計9万円、24年度の1年分合計27万円を支出している。

しかし、それらの期間、上記（ウ）①d記載のとおり2分の1をこえる支出は違法である。それに、併用関係にある後援会に事務所費の支出はない。そうすると、各2分の1の金額が23年度5月以降の4ヶ月分合計5万円、24年度の1年分15万円になるから、それらを超える23年度5月以降の4ヶ月分合計4万円、24年度の1年分合計12万円の支出が違法である。

e まとめ

従って、駐車場代の各年度の違法支出は次のとおりである。

- (a) 20年度13万5967円。
- (b) 21年度17万9768円。
- (c) 22年度8万2178円。
- (d) 23年度5月以降4万4242円（4242円+4万円）。
- (e) 24年度12万円。

②家賃（事務所費）

森議員は、家賃について、以下のとおり上記按分率を超える支出をしており、超えた支出は違法である。

23年12月から25年3月の間（23年度5月以降4ヶ月分及び24年度1年分。資料5、6の各3)

この期間のうち、

23年度5月以降4ヶ月分につき各月6万5000円の合計26万円、24年度1年分につき各月同様に合計78万円の代金について、10分の9に相当する各月5万8500円の23年度5月以降4ヶ月分合計23万4000円、24年度1年分合計70万2000円を支出している。

しかし、それらの期間、上記（ウ）②記載のとおり代金の2分の1をこえる支出は違法である。それに、併用関係にある目的外の後援会に事務所費の支出はない。そうすると、その2分の1の金額が23年度5月以降4ヶ月分が合計13万円、24年度1年分が39万円になるから、それらを超える23年度5月以降の4ヶ月分合計10万4000円、24年度の1年分合計31万2000円の支出が違法である。

③車両リース代及び携帯・インターネット使用料

森議員は、汎用性の高さが考慮される車両リース代及び携帯・インターネット使用料について、以下のとおり上記按分率を超える支出をしており、超えた支出は違法である。

a 車両リース代（資料1～4の各3、同5、6の各4）

(a) 20年4月から23年8月及び23年12月から25年3月の間（20、21及び22年度各1年分、23年度4月分、23年度5月以降の8ヶ月分、24年度1年分。）

これらの期間のうち、

20、21及び22年度の各1年分につき各月2万8836円の各1年分合計34万6032円の代金について、2分の1に相当する各月1万4418円の各1年分合計17万3016円、

23年度4月分につき2万8836円の代金について、2分の1に相当する1万4418円、

23年度5月以降8ヶ月分につき5月から7月（3ヶ月分）の各月が上記と同額の小計8万6508円、8月及び12月から3月（5ヶ月分）の各月2万8380円の小計14万1900円の合計22万8408円の代金について、各月上記と同様の2分の1に相当する5月から7月の3ヶ月の各月が上記と同額で小計4万3254円、8月及び12月から3月の各月が1万4190円の小計7万0950円の合計11万4204円、

24年度1年分につき各月2万8380円の合計34万0560円の代金について、2分の1に相当する各月1万4190円の合計17万0280円

をそれぞれ支出している。

しかし、それらの期間、上記（ウ）③a記載のとおり代金の5分の1を超える支出は違法である。

そうすると、代金の5分の1が20、21及び22年度各1年分が各月5767円の各1年分合計6万9204円、23年度4月分が5767円、23年度5月以降の8ヶ月分が5月から7月の各月5767円の小計1万7301円、8月及び12月から3月の各月5676円の小計2万8380円の合計4万5681円、24年度1年分が各月5676円の合計6万8112円になるから、それらを超える20、21及び22年度の各1年分10万3812円、23年度4月分8651円、23年度5月以降の8ヶ月分6万8523円、24年度1年分10万2168円の各支出が違法である。

(b) 23年9月から同年11月の間（23年度5月以降3ヶ月分）

この期間、

23年度5月以降3ヶ月分につき各月2万8380円の合計8万5140円の代金に

ついて、2分の1に相当する各月1万4190円の合計4万2570円を支出している。

しかし、この期間、上記(ウ)③b記載のとおり6分の1を超える支出は違法である。そうすると、代金の6分の1の金額が23年度5月以降3ヶ月分が各月4730円の合計1万4190円になるから、それらを超える合計2万8380円の支出が違法である。

b 携帯・インターネット使用料(資料1から4の各4、同5、6の各5)

(a) 20年4月から23年8月及び23年12月から25年3月の間(20、21及び22年度各1年分、23年度4月分、23年度5月以降の8ヶ月分、24年度1年分。)

これらの期間のうち、

20年度1年分につき4月3万3295円、5月3万2122円、6月4万1594円、7月3万6867円、8月4万5071円、9月4万0167円、10月4万2467円、11月4万3849円、12月4万4203円、1月4万4112円、2月3万9630円、3月4万3558円の合計48万6935円の代金について、2分の1に相当する4月1万6648円、5月1万6061円、6月2万0797円、7月1万8434円、8月2万2536円、9月2万0084円、10月2万1234円、11月2万1925円、12月2万2102円、1月2万2056円、2月1万9315円、3月2万1779円の合計24万3471円、

21年度1年分につき4月5万1319円、5月4万2299円、6月4万9800円、7月4万5714円、8月4万8023円、9月4万8297円、10月5万4303円、11月4万9244円、12月4万8600円、1月5万0253円、2月4万9240円、3月5万2885円の合計58万9977円の代金について、2分の1に相当する4月2万5660円、5月2万1150円、6月2万4900円、7月2万2857円、8月2万4012円、9月2万4149円、10月2万7152円、11月2万4622円、12月2万4300円、1月2万5127円、2月2万4620円、3月2万6443円の合計29万4992円、

22年度1年分につき4月5万1209円、5月4万6934円、6月2万2472円、7月2万1103円、8月2万1453円、9月2万0486円、10月2万4244円、11月2万2472円、12月2万2235円、1月2万0474円、2月1万8396円、3月1万7068円合計30万8546円の代金について、2分の1に相当する、各月2分の1に相当する4月2万5605円、5月2万3467円、6月1万1236円、7月1万0552円、8月1万0727円、9月1万0243円、10月1万2122円、11月1万1236円、12月1万1118円、1月1万0237円、2月9198円、3月8534円合計15万4275円、

23年度4月分につき1万6974円の2分の1に相当する8487円、

23年度5月以降8ヶ月分につき5月1万7597円、6月1万6777円、7月1万7579円、8月2万3832円、12月1万5610円、1月1万4986円、2月2万9005円、3月1万5976円の合計15万1362円の代金について、2分の1に相当する5月8799円、6月8389円、7月8790円、8月1万1916円、12月7805円、1月7493円、2月1万4503円、3月7988円の合計7万5683円、

24年度1年分につき4月1万6434円、5月1万6274円、6月1万4878円、7月1万6320円、8月2万8029円、9月1万3890円、10月1万8785円、11

月 2 万 5075 円、12 月 1 万 4310 円、1 月 2 万 2684 円、2 月 2 万 2965 円、3 月 1 万 9660 円の合計 22 万 9304 円の代金について、2 分の 1 に相当する 4 月 8217 円、5 月 8137 円、6 月 7439 円、7 月 81600 円、8 月 1 万 4015 円、9 月 6945 円、10 月 9393 円、11 月 1 万 2538 円、12 月 7155 円、1 月 1 万 12342 円、2 月 1 万 1483 円、3 月 9830 円の合計 11 万 4654 円

をそれぞれ支出している。

しかし、これらの期間、上記（ウ）③a 記載のとおり 5 分の 1 を超える支出は違法である。そうすると、代金の各 5 分の 1 が、

20 年度 1 年分につき 4 月 6659 円、5 月 6424 円、6 月 8319 円、7 月 7373 円、8 月 9014 円、9 月 8033 円、10 月 8493 円、11 月 8770 円、12 月 8841 円、1 月 8822 円、2 月 7926 円、3 月 8712 円の合計 9 万 7386 円になるから、それらを超える 4 月 9989 円、5 月 9637 円、6 月 1 万 2478 円、7 月 1 万 1061 円、8 月 1 万 3522 円、9 月 1 万 2051 円、10 月 1 万 2741 円、11 月 1 万 3155 円、12 月 1 万 3261 円、1 月 1 万 3234 円、2 月 1 万 1889 円、3 月 1 万 3067 円の合計 14 万 6085 円、

21 年度 1 年分につき 4 月 1 万 0264 円、5 月 8460 円、6 月 9960 円、7 月 9143 円、8 月 9605 円、9 月 9659 円、10 月 1 万 0861 円、11 月 9849 円、12 月 9720 円、1 月 1 万 0051 円、2 月 9848 円、3 月 1 万 0577 円の合計 11 万 7997 円になるから、それらを超える 4 月 1 万 5396 円、5 月 1 万 2690 円、6 月 1 万 4940 円、7 月 1 万 3714 円、8 月 1 万 4407 円、9 月 1 万 4490 円、10 月 1 万 6291 円、11 月 1 万 4773 円、12 月 1 万 4580 円、1 月 1 万 5076 円、2 月 1 万 4772 円、3 月 1 万 5866 円の合計 17 万 6995 円、

22 年度 1 年分につき 4 月 1 万 0242 円、5 月 9387 円、6 月 4494 円、7 月 4221 円、8 月 4291 円、9 月 4097 円、10 月 4849 円、11 月 4494 円、12 月 4447 円、1 月 4095 円、2 月 3679 円、3 月 3414 円の合計 6 万 1710 円になるから、それらを超える 4 月 1 万 5363 円、5 月 1 万 4080 円、6 月 6742 円、7 月 6331 円、8 月 6436 円、9 月 6146 円、10 月 7273 円、11 月 6742 円、12 月 6671 円、1 月 6142 円、2 月 5519 円、3 月 5120 円の合計 9 万 2565 円、

23 年度 4 月分につき 3395 円になるから、それを超える 5092 円、

23 年度 5 月以降 8 ヶ月分につき 5 月 3519 円、6 月 3355 円、7 月 3516 円、8 月 4766 円、12 月 3122 円、1 月 2997 円、2 月 5801 円、3 月 3195 円の合計 3 万 0271 円になるから、それらを超える 5 月 5280 円、6 月 5034 円、7 月 5274 円、8 月 7150 円、12 月 4683 円、1 月 4496 円、2 月 8702 円、3 月 4793 円の合計 4 万 5412 円、

24 年度 1 年分につき 4 月 3287 円、5 月 3255 円、6 月 2976 円、7 月 3264 円、8 月 5606 円、9 月 2778 円、10 月 3757 円、11 月 5015 円、12 月 2862 円、1 月 4537 円、2 月 4593 円、3 月 3932 円の合計 4 万 5862 円になるから、それらを超える 4 月 4930 円、5 月 4882 円、6 月 4463 円、7 月 4896 円、8 月 8409 円、9 月 4167 円、10 月 5636 円、11 月 7523 円、12 月 4293 円、1 月 6805 円、2 月 6890 円、3 月 5898 円の合計 6 万 8792 円

の各支出は違法である。

(b) 23年9月から同年11月の間(23年度5月以降3ヶ月分)

この23年度5月以降の3ヶ月分につき9月2万3047円、10月1万6238円、11月1万7007円合計5万6292円の代金について、2分の1に相当する9月1万1524円、10月8119円、11月8504円合計2万8147円を支出している。

しかし、この期間、上記(ウ)③b記載のとおり6分の1を超える支出は違法である。そうすると、代金の6分の1の金額が、9月3841円、10月2706円、11月2835円合計9382円になるから、それを超える9月7683円、10月5413円、11月5669円合計1万8765円が超過しており、超過分の各支出は違法である。

c まとめ

従って、車両リース代及び携帯・インターネット使用料の各年度の違法支出は次のとおりである。

(a) 20年度24万9897円(10万3812円+14万6085円)。

(b) 21年度28万0807円(10万3812円+17万6995円)。

(c) 22年度19万6377円(10万3812円+9万2565円)。

(d) 23年度4月1万3743円(8651円+5092円)。

(e) 23年度5月以降16万1080円(6万8523円+2万8380円+4万5412円+1万8765円)。

(f) 24年度17万0960円(10万2168円+6万8792円)。

④人件費

森議員は、3名を雇用した人件費について、以下のとおり上記按分率を超える支出をしており、超えた支出は違法である。

a 20年4月から22年12月(年度では、20、21年度は各1年間、22年度は9ヶ月分)

これらの期間のうち、

20、21年度の各1年分につき3名を雇用した各月21万円(8万円×2+5万円)の1年分各合計252万円について、2分の1に相当する各月10万5000円(4万円×2+2万5000円)の各1年分合計126万円、22年度の9ヶ月分につき同様に3名を雇用した各月21万円の9ヶ月分合計189万円について、2分の1に相当する各月10万5000円の9ヶ月分合計94万5000円をそれぞれ支出している。

しかし、これらの期間、人件費は、上記(ウ)④a記載のとおり4分の1を超える支出は違法である。それに、目的外の併用団体に人件費の支出はない。

そうすると、各4分の1は、20、21年度の各1年分が各月5万2500円(2万円×2+1万2500円)の各1年分合計63万円になるからそれを超える各1年分合計63万円、22年度の9ヶ月分が同様に9ヶ月分合計47万2500円になるからそれを超える合計47万2500円の各支出は違法である。

b 23年1月から同年8月の間(22年度の3ヶ月分、23年度4月分、23年度5月以降4ヶ月分。資料3、4の各5)

これらの期間のうち

22年度3ヶ月分につき前記aと同様に3名を雇用した各月21万円の合計63万円について、2分の1に相当する各月10万5000円の合計31万5000円、23年度4月分につき同様に3名を雇用した21万円について、2分の1に相当する10万5000円、23年度5月以降4ヶ月分につき3名を雇用した各月22万円(8万円×2+6万円)の合計88万円について、2分の1に相当する各月11万円(4万円×2+3万円)の合計44万円をそれぞれ支出している。

しかし、これらの期間、人件費は、上記(ウ)④b記載のとおり3分の1を超える支出は違法である。それに、目的外の併用団体に人件費の支出はない。

そうすると、各3の1は、22年度3ヶ月分が各月7万0001円(2万6667円×2+1万6667円)の合計21万0003円になるからそれを超える各月3万4999円の合計10万4997円、23年度4月分が7万0001円になるからそれを超える3万4999円、23年度5月以降4ヶ月分が各月7万3334円(2万6667円×2+2万円)の合計29万3336円になるからそれを超える各月3万6666円の合計14万6664円の各支出は違法である。

- c 23年9月から同年11月の間(23年度5月以降の3ヶ月分。(資料5の6)

この23年度5月以降の3ヶ月分につき、3名を雇用した月22万円(8万円×2+6万円)の合計66万円について、2分の1に相当する各月11万円(4万円×2+3万円)の合計33万円を支出している。しかし、この期間、上記(ウ)④c記載のとおり4分の1を超える支出は違法である。それに、目的外の併用団体に人件費の支出はない。

そうすると、4の1が各月5万5000円(2万円×2+1万5000円)の合計16万5000円になるからそれを超える各月5万5000円の合計16万5000円の支出は違法である。

- d 23年12月から25年3月の間(23年度5月以降4ヶ月分と24年度1年分。資料5、6の各6)

この期間、

23年度5月以降4ヶ月分につき3名を雇用した月22万円(8万円×2+6万円)の合計88万円について、2分の1に相当する各月11万円(4万円×2+3万円)の合計44万円、24年度1年分につき同様に雇用した月22万円(8万円×2+6万円)の合計264万円について、2分の1に相当する各月11万円(4万円×2+3万円)の合計132万円をそれぞれ支出している。

しかし、これらの期間、上記(ウ)④d記載のとおり3分の1を超える支出は違法である。それに、目的外の併用団体に人件費の支出はない。

そうすると、各3の1は、23年度5月以降4ヶ月分が各月7万3334円(2万6667円×2+2万円)の合計29万3336円になるからそれを超える各月3万6666円の合計14万6664円、24年度1年分が各月同様の合計88万0008円になるからそれを超える各月同様の合計43万9992円の各支出は違法である。

- e まとめ

従って、人件費の各年度の違法支出は次のとおりである。

- (a) 20年度 63万円。
- (b) 21年度 63万円。
- (c) 22年度 57万7497円（47万2500円+10万4997円）。
- (d) 23年度 4月 3万4999円。
- (e) 23年度 5月以降 45万8328円（14万6664円+16万5000円+14万6664円）。
- (f) 24年度 43万9992円。

⑤総まとめ

以上の違法支出金を各年度でまとめると次の通りとなる。

- a 20年度 101万5864円（13万5967円+24万9897円+63万円）。
- b 21年度 109万0575円（17万9768円+28万0807円+63万円）。
- c 22年度 85万6052円（8万2178円+19万6377円+57万7497円）。
- d 23年度 4月 4万8742円（1万3743円+3万4999円）。
- e 23年度 5月以降 76万7650円（4万4242円+10万4000円+16万1080円+45万8328円）。
- f 24年度 104万2952円（12万円+31万2000円+17万0960円+43万9992円）。

(オ) 不当利得返還義務を負う違法支出金

森議員は、上記のとおり政務活動費を違法に支出しているが、他方、上記(2)イのところ述べているとおり総額の収支で見ると収入より多く支出していることから、不当利得として返還義務を負う違法支出金は次のとおりである。

- ①20年度 83万1686円。
- ②21年度 102万7363円。
- ③22年度 74万2978円。
- ④23年度 4月 3万3795円。
- ⑤23年度 5月以降 69万0634円。
- ⑥24年度 93万6516円。
- ⑦合計 426万2972円。

エ 議長の手怠る事実

本件条例は、議長に対し、「政務活動費の適正な運用を期す」ことを義務とし、かつ「使途の透明性の確保に努める」こととしている（同条例第13条）。しかし、議長は、「政務活動費の適正な運用を期す」こと、のみならず、「使途の透明性の確保に努める」ことを怠っている。

(ア) 政務活動費の適正な運用を期すことの手怠る事実

本県議会には、「政務活動費の手引き」（以下「手引き」という）が存し、政務活動費の運用基準として用いられている。その手引きの作成は、13年4月であるのに、以後、全く改正されずに現在も用いられている。

特に、本県では、上記(2)ウ(ア)記載のとおり長く争われてきた政務調査費の事務所費、事務費、人件費をめぐる3件の住民訴訟において、一部支出の違法を認める大阪高裁判決の段階で、上告されることなく確定している。それ

ぞれの高裁判決は、14年1月、15年7月、20年9月になされたものであるから、いずれも、現在用いられている手引きが作成された以後のことであるのに、かかる手引きは、それらの判決後の今日まで全く改訂されていない。

従って、現在用いられている手引きには、当該3件の確定判決が示している違法支出とした事務所費、事務費、人件費の社会通念上相当な按分割合の枠組みや基準が反映されていないと言わざるを得ない。

しかし、議長において、当該3件の確定判決が示している違法支出の按分割合の枠組みや基準を遵守するようにすることは政務活動費の適正な運用を期す上では、必要不可欠なことと言ふべきであるのに、この間の歴代議長はそれを怠っている。なお、森県議は21年6月から1年間議長だったから、それを怠った議長の一人である。

(イ) 使途の透明性の確保に努めることの怠る事実

現状、県議が行った県政報告会ということで、その経費に支出した領収書の提出があれば、その県政報告会の実施内容がわかる資料がなくても、すべて政務活動のように扱われていて、議長や県民からすると、真に、政務活動費を充てることのできる県政報告会としての内容のものであるのかがわかるような資料の提出が必要とされていない。

しかし、請求人が住民監査請求を行い昨年6月4日付けで請求棄却となった件があるが、それは、政務活動費で支出した県政報告会会場費をめぐる問題であった。政務活動費で支出した県政報告会と同じ日と同じホテル名の会場において、政治資金パーティーを行っていた。その名称は、「森れい子この指とまれ紅葉の集い県政報告会」とするものであり、こちらにも県政報告会という名称が使用されていた。なので、県政報告会会場費への政務活動費の支出は違法として請求したものであった。監査の課程で、支出側が議長に提出していないホテルの請求明細書や案内状等の使途の透明性を確保できる資料を提出したことなどにより請求は棄却されたということである。これらの事実からすると、県政報告会とする中には、政治資金パーティーという政治活動としてする県政報告会が存することになる。それ故、現状の「県政報告会会場費」とする収支報告書への記載と支払いがわかる領収書の提出だけでは、議長においても、政治活動として行う県政報告会との区別が判然とできないと言ふべきであるから、その使途の透明性が確保されていない。

従って、議長は、使途の透明性の確保を怠っているとよわざるを得ない。

オ 不当利得請求と知事の真正怠る事実

森県議は、上述したとおり政活費を違法・不当に支出し、もって、支出した金員を不当に利得しており、県はそれらの同等額の損害を被っている。

カ 知事の真正怠る事実

本県では、本件条例第10条第4項により、不当利得返還義務が発生することを明確にしており、知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

キ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第 242 条 1 項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

- ア 資料 1 の 1 から 5 20 年度政務活動費収支報告書及び、駐車場代、車両リース代、携帯・インターネット使用料、人件費の各支出の領収書。
- イ 資料 2 の 1 から 5 21 年度 同上。
- ウ 資料 3 の 1 から 5 22 年度 同上。
- エ 資料 4 の 1 から 5 23 年 4 月 同上。
- オ 資料 5 の 1 から 6 23 年度 5 月以降の政務活動費収支報告書及び、駐車場代、家賃、車両リース代、携帯・インターネット使用料、人件費の各支出の領収書。
- カ 資料 6 の 1 から 6 24 年度 同上。
- キ 資料 7 の 1 から 5 自由民主党和歌山県和歌山市第十二支部 20 から 24 年政治資金収支報告書（もとの用紙は A4 サイズであるが、A5 サイズに縮小し 2 ページを 1 枚にしてコピーをしている。）。
- ク 資料 8 の 1 から 5 星礼会 20 から 24 年 同上。
- ケ 資料 9 の 1 から 5 森れい子後援会 20 から 24 年 同上。
- コ 資料 10 の 1、2 県報第 536 号、同第 545 号（3 政治団体の異動届）。
- サ 資料 11 の 1 から 4 請求人の報告書 1 から 4。
- シ 資料 12 の 1 から 5 新八百屋丁 25 の土地と家屋の登記簿等。
- ス 資料 13 の 1 から 4 公開質問状と回答書。
- セ 資料 14 の 1、2 和歌山県薬剤師連盟 23 年政治資金収支報告書、領収証（収支報告書について、上記キのカッコ書きに同じ。）。

第 3 住民監査請求書の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 8 年 1 月 30 日に受理を決定した。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 8 年 2 月 18 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第 8 項の規定に基づき、議会事務局の職員の立会いを認めた。

請求人からは、「住民監査請求書」に記載した請求の理由の補足として、森議員が政務活動事務所を併用使用していた実態について陳述があった。

また、後日、「政務活動事務所の住所が記載された森議員を紹介する和歌山県議会のホームページの写し」と「令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙に係る選挙運動費用収支報告書及び同書に添付されている同年1月10日付け事務所家賃の領収証の写し」が証拠書類として提出された。

4 監査委員監査の実施

議会事務局に対し、令和8年2月26日に法第242条第5項の規定に基づく監査委員監査を実施した。

5 関係人調査の実施

森議員に対し、令和8年3月6日に法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取、関係人調査等から、次の事項について確認した。

(1) 政務活動費の制度の概要

ア 政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を議長に報告するものとする。」と規定されている。

イ 上記アの規定を受け、本県では、「本件条例」及び「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）を制定しており、その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 政務活動費は、議会の議員及び会派に対し交付され、議員に係る政務活動費は、月額27万円を交付する（本件条例第5条第1項）。

(イ) 議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「事務所費」の内容は「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」、「事務費」の内容は「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」、「人件費」の内容は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である（本件条例別表第2（第2条関係））。

(ウ) 知事は、毎年度4月10日までに政務活動費の交付を受けようとする議員について議長から通知を受けたときは、当該年度に係る政務活動費の交付決定を行う。また、知事は、当該決定を受けた議員から毎四半期に属する最初の月の20日までに当該決定に係る政務活動費の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には任期

満了日が属する月までの月数分を請求するものとされている（本件条例第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項）。

- (エ) 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（本件条例第11条第1項）。
 - (オ) 議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。
 - (カ) 知事は、政務活動費の交付を受けた議員からその年度に受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（本件条例第10条第4項）。
 - (キ) 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程第6条）。
- (2) 本件経費に関する運用基準

本県の政務活動費制度においては、他の都道府県議会の取扱い等を考慮して作成された「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）を運用基準としている。

手引では、経費の範囲として、基本的な考え方を示しており、そのうち「按分の考え方」については、「議員の活動は、政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、ひとつの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、このような場合は各活動の実態に応じて按分して支払う必要がある。」、「政務活動の内容は議員により異なるため、按分比率を一律に示すことは困難であり、議員各々の判断によらざるを得ない。従って、それぞれの業務の従事割合に応じ、合理的に説明可能な範囲で按分率の根拠を明確にしておく必要がある。按分方法の例としては、使用領域の面積、使用頻度又は従事時間で按分する方法等が考えられるが、実績の把握が困難な場合は、併設する事務所又は他の目的の数を勘案し、適切に按分する」としている。なお、具体的には以下のとおりとなっている。

ア 按分の基本的な考え方は、まず「自宅に政務活動事務所を設置している場合」と「自宅以外の場所に政務活動事務所を設置している場合」に区分され、さらにそれぞれ「併設事務所なし」と「併設事務所あり」に区分される。そのうち、「自宅以外の場所に政務活動事務所を設置している場合」の主な各経費別の按分の考え方は、以下のとおりである。

- (ア) 「事務所費」のうち「事務所賃借料」については、「併設事務所なし」の場合は、「政務活動専用の場合は全額を充当可。他の活動を行っている場合は使用（従事）時間により按分。実績の把握が困難な場合は1/2を限度として按分」となっており、「併設事務所あり」の場合は、「契約名義にかかわらず、使用面積で按分。実績の把握が困難な場合は、併設する事務所又は他の目的の活動の数を勘案して按分」となっている。また、同じ「事務所費」のうち「駐車場代」については、「併設事務所なし」の場合は、「議員・職員用、来客用の別にかかわらず、政務活動専用の場合は全額を充当可。他の活動を行っている場合は使用（従事）時間により按分。実績の把握が困難な場合は1/2を限度として按分」となってお

り、「併設事務所あり」の場合は、「議員・職員用、来客用の別にかかわらず、事務所賃借料と同じ按分率を適用する」となっている。

(イ) 「事務費」のうち「携帯電話」については、すべての区分で「政務活動専用の端末は1台に限り全額を充当可。他の用途との兼用端末は、基本使用料相当額を含め他の目的の活動の数を勘案して按分」となっている。また、同じ「事務費」のうち「自動車リース料」についても、すべての区分で「他の目的の活動にも使用する場合は走行距離により按分。実績を把握しがたい場合は、併設する事務所又は他の目的の活動の数を勘案して按分」となっている。

(ウ) 「人件費」のうち「政務活動以外の業務にも従事する場合」については、「併設事務所なし」の場合は、「従事時間により按分。時間割合を把握しがたい場合は、他の目的の活動の数を勘案して按分」となっており、「併設事務所あり」の場合は、「従事時間により按分。時間割合を把握しがたい場合は、併設する事務所又は他の目的の活動の数を勘案して按分」となっている。

(3) 議会事務局における本件政務活動費の確認

本件監査における、議会事務局からの説明の内容は以下のとおりである。

ア 政務活動費の確認状況について

本件条例の規定に基づき交付した本件政務活動費について、毎年度4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出され、議会事務局は当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認し、内容が明確でないものについては、各議員に再度確認していた。議長は、この収支報告書の写しを知事に送付し、知事は、収支報告書を精査した上で額の確定を行っていた。

イ 請求人が指摘する判例の規範性について

請求人は、本県議会議員の旧政務調査費に関する過去3件の訴訟の判決で示された按分割合の枠組みを超えた支出は違法であると主張しているが、議会事務局としては、過去3件の判決はいずれも判例として確定したものではなく、個別の事実認定を争った結果であることから、判決以降の本県議会における政務活動費の運用すべてが判決どおりでなければならないとはいえないと考えている。

ウ 本件政務活動費の確認状況について

本件政務活動費の支出についても、議会事務局は、適宜、森議員に確認を行った上で、次のとおり判断していた。

(ア) 駐車場代について

当該駐車場は政務活動に係る来客専用借りているものであり、他の政党支部や後援会活動用には近隣に別に借りている駐車場を使用していることを確認しており、政務活動専用駐車場として政務活動費を全額又は10分の9を充当したことは適正である。

なお、令和5年5月以降、按分割合を10分の9としているのは、議員が自主的に按分割合を下げたことによるものであり、議会事務局としてはすべて政務活動に関する使用であったと考えている。

(イ) 事務所の賃借料について

令和5年12月に現在の政務活動事務所に移転後から生じている事務所賃借料

についても、当該事務所は政務活動専用であることを確認している。

(ウ) 自動車のリース料、携帯電話使用料・インターネット接続料及び人件費について

これらについては、事務所移転前後いずれも政務活動費を2分の1充当しているが、手引において、走行距離や従事時間の割合といった使用実態を把握しがたい場合は、併設事務所の数や他の目的の活動の数を勘案して按分するという考え方を示しており、森議員が、具体的な実績値による按分は困難であるものの実態は大半を政務活動のために使用しているとの認識のもと、政務活動とそれ以外の議員活動の数を勘案して按分した結果、2つで等分したことには妥当性がある。

エ 後援会の看板の設置について

新政務事務所の入り口に後援会の看板が設置されていることについて、森議員に事実関係を確認したところ、令和6年6月に自民党支部、星礼会及び後援会1を和歌山市新内8番地から和歌山市新八百屋丁25番地に移転した際に、事務所の職員が後援会の看板であると認識せずに議員名及び顔写真のみを使用する目的で政務活動事務所が入るビルの入り口に誤って設置していたもので既に撤去しているが、使用実態は政務活動専用であり、按分割合は妥当であるとの説明を受けた。

(4) 森議員に対する関係人調査の概要

関係人調査によれば、各事務所の設置状況及び各経費の按分割合に対する森議員の主張は、以下のとおりであった。

ア 各事務所の設置状況に関する主張

各事務所の設置状況については、自宅、政務活動事務所、自民党支部、星礼会及び後援会1については、請求人の主張のとおりであると認めるが、自民党支部の従たる事務所の設置期間、後援会2及び実行委員会の設置状況については請求人の主張は事実と認められない。

(ア) 自民党の従たる事務所の設置状況について

自民党支部の従たる事務所について、請求人は令和2年4月1日から令和6年5月31日までの間、旧政務事務所に併設していると主張しているが、確かに請求人からの公開質問状に対しての令和8年1月7日付け自民党支部による請求人に対する回答書に、令和6年5月までの間、新八百屋丁の物件の一部を従たる事務所として使用してきた旨記載しているが、実際には令和6年1月から建物の解体を開始しており、同年2月から6月までは従たる事務所が入る建物はなく、また、移転後の新政務事務所に従たる事務所は併設していないため、従たる事務所の設置期間は令和5年11月30日までである。

(イ) 後援会2の設置状況について

後援会2について、請求人は令和2年4月1日から令和4年12月31日までの間、旧政務事務所に併設していると主張しているが、請求人提出資料11の1で請求人が提示した事務所開きの案内に記載した場所は表記を誤ったものであり、実際の事務所開きの場所は案内の中の地図で示すとおり★印の箇所で行った。また、令和5年1月に松井ビルで事務所を借り、その事務所開きの行事以降に選挙に向けた準備を行ったものであるため、それ以前に後援会2は活動しておらず、

旧政務事務所に併設していた事実はない。

(ウ) 実行委員会の設置状況について

実行委員会については、請求人は令和5年9月から同年11月までの間、旧政務事務所に併設していると主張しているが、この実行委員会は政治資金パーティーの開催に当たり便宜上名乗ったもので、実態は星礼会による後援会活動の一つである。なお、実行委員会が主催した政治資金パーティーの領収証などに記載した実行委員会の住所が旧政務事務所と同じになっているのは、事務所の職員が誤って記載してしまったためである。

(エ) 後援会の看板の設置について

請求人は政務活動事務所を移転した令和5年12月から令和7年3月までの間、新政務事務所の入り口に後援会の看板を設置していることから新政務事務所を目的外の後援会が併用使用していたとみなすことが相当であると主張しているが、看板については、令和6年6月に後援会1を移転した後に旧後援会事務所に余っていたものを顔写真や名前を提示する目的で後援会用とは認識せず、新政務事務所の入り口に置いてしまったもので、誤りに気付いた後にすぐに看板を撤去しており、新政務事務所に後援会事務所を併設していた事実はない。

イ 各経費の按分割合に関する主張

(ア) 駐車場代の按分割合について

駐車場代については、政務活動用とは別に政党支部や後援会用の駐車場を借りており、この駐車場は政務活動専用の駐車場として使用しているため、令和5年4月以前は全額を充当していたが、同年5月以降については同年度分の政務活動費収支報告書をまとめる際に、事務所賃借料と同割合にする方がいいと考え、按分割合を10分の9とした。

(イ) 事務所賃借料の按分割合について

事務所の賃借料については、新政務事務所は政務活動専用事務所であるが、来訪者が政務活動以外の用件である場合も想定されることから全額を充当すれば疑念を持たれる可能性があるかもしれないと考え、按分割合を低く設定したものである。

(ウ) 自動車リース料の按分割合について

自動車リース料については、政務活動用としてリース料を充当している自動車の他に軽自動車を1台保有しており、2台の活用状況は、保有している軽自動車は政党の支部や後援会活動に、リース料を充当している自動車は政務活動と一部私用に使用しており、大半は政務活動に使っているものの走行距離などは記録していないため、手引を参考として2分の1を充当した。

(エ) 携帯電話使用料・インターネット接続料の按分割合について

携帯電話使用料・インターネット接続料については、この経費はスマートフォン及び付属のタブレットの通信料金などに係るものであり、保有は各1台で、大半は政務活動用ではあるものの、携帯電話と一体請求ということもあり、携帯電話の按分ルールに合わせて、それ以外の私用も含めた活動と等分した。

(オ) 人件費の按分割合について

人件費については、3名を雇用しており、その活動内容の大半は政務活動補助であるものの、それ以外の議員としての活動の手伝いをしてもらっており、活動の方法としては、事務所での仕事というより外に出向いていくことが多く、その給料の按分は手引を参考として、政務活動とその他の議員活動とで等分している。なお、人件費に関しては、政治資金収支報告書への記載漏れがあったと考えられる。

2 容易に認められる事実

請求人の提出資料、議会事務局に対する監査及び関係人調査の結果、容易に認められる事実は、以下のとおりである。

(1) 政務活動事務所等の設置等に関して

ア 主張に争いのない事務所等（以下の事務所等の設置場所については、請求人と森議員との間で、争いが無い。）

(ア) 政務活動事務所

①旧政務事務所

令和2年4月1日から令和5年11月30日までは、和歌山市新八百丁25

②新政務事務所

令和5年12月1日以降、和歌山市畑屋敷雁木丁37-2松井ビル

(イ) 自宅

令和2年4月1日から令和6年7月10日までは、和歌山市新内8

令和6年7月11日以降、和歌山市新八百屋丁25

(ウ) 自民党支部主たる事務所、星礼会及び後援会1

いずれも

令和2年4月1日から令和6年6月13日までは、和歌山市新内8

令和6年6月14日以降、和歌山市新八百屋丁25

(エ) 自民党支部従たる事務所

令和2年4月1日から令和5年11月30日まで旧政務事務所に併設

なお、設置期間に主張の違いはあるが、令和5年11月30日以降の請求人の主張する按分割合に影響しない。

イ 後援会2

請求人提出資料11の1に添付の森議員のフェイスブック掲載の「森れい子事務所開きのご案内」からその内容を確認したところ、その通知は、令和5年1月吉日付森れい子後援会会長名で発出されている。その趣旨は、令和5年4月9日投開票の統一地方選に向けた事務所開きへの参加を呼び掛けるためのものと認められる。

また、その通知には、場所として和歌山市新八百屋丁25が記載されているものの事務所開き自体は、★印の場所（和歌山市新八百屋丁25近隣の別の場所）で行う旨の記載がある。

ウ 実行委員会

請求人提出資料8からこの実行委員会の実施した政治資金パーティーは、星礼会の活動の一部であることが認められる。

同資料14の1添付の領収証からは、実行委員会の住所が和歌山市新八百屋丁25

と記載されていることが認められる。

また、森議員から提出のあったこのパーティーの案内状を入れた封筒や出欠連絡のための返信用はがき、パーティー入場券に記載されている実行委員会の住所は、旧政務事務所の住所と同じ和歌山市新八百屋丁 25 と記載されていることが認められた。

(2) 政務活動費の充当経費について

ア 事務所費

(ア) 事務所の賃借料

請求人提出資料 6 の 3 及び議会事務局に対する監査から令和 5 年 12 月からその家賃に対して 10 分の 9 の按分割合が適用され政務活動費が充当されていることが認められる。

(イ) 駐車場代

請求人提出資料 1 の 2、2 の 2、3 の 2、4 の 2、5 の 2、6 の 2 及び議会事務局に対する監査から令和 5 年 4 月までは駐車場代の全額、令和 5 年 5 月からは 10 分の 9 の按分割合により政務活動費が充当されていることが認められる。

また、森議員提出の契約書及び領収証から、この駐車場とは別に北ノ新地モータープールの No7 を平成 22 年 1 月以降借りていることが認められた。

イ 事務費

(ア) 自動車のリース料

請求人提出資料 1 の 3、2 の 3、3 の 3、4 の 3、5 の 4、6 の 4 及び議会事務局に対する監査から本件請求の対象となった令和 2 年度から令和 6 年度の全期間、自動車リース料に対して 2 分の 1 の按分割合により政務活動費が充当されていることが認められる。

また、森議員提出の車検証からこのリース車両とは別に軽自動車を保有していることが認められた。

(イ) 携帯電話使用料・インターネット接続料

請求人提出資料 1 の 4、2 の 4、3 の 4、4 の 4、5 の 5、6 の 5 及び議会事務局に対する監査から本件請求の対象となった令和 2 年度から令和 6 年度の全期間、電気通信事業者からの請求に対して 2 分の 1 の按分割合により政務活動費が充当されていることが認められる。

また、森議員提出の料金内訳書から、この請求は、スマートフォン等に係る通話料及びデータ通信料等に対する請求であることが認められた。

ウ 人件費

請求人提出資料 1 の 5、2 の 5、3 の 5、4 の 5、5 の 6、6 の 6 及び議会事務局に対する監査から本件請求の対象となった令和 2 年度から令和 6 年度の全期間、人件費として 2 分の 1 の按分割合により政務活動費が充当されていることが認められる。

また、森議員提出の雇用契約書から、3 名の雇用が確認され、その業務内容は、すべて「政務調査補助他」と記載されていることが認められた。

第 6 監査委員の判断

1 監査における判断基準について

請求人は、本県における3件の政務調査費訴訟確定判決（以下「確定判決」という。）の内容に基づき、本件政務活動費の事務所費（駐車場代、事務所の賃借料）、事務費（自動車リース料、携帯電話使用料及びインターネット接続料）、人件費について、請求人の認定に基づく併設事務所や他の目的の活動の数により按分せず政務活動費を充当することは違法・不当であると主張している。

しかしながら、請求人が主張する3件の確定判決は、当該訴訟での事実認定に基づいた結論にすぎず、本件政務活動費の支出において遵守すべき基準というものではない。

他方、これら3件の確定判決は、政務調査費の支出の適否について「政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本件用途基準に適合しているかどうかによって判断すべきである。」と判示しているところ、こうした趣旨は政務活動費制度においても同様であると解される。

そこで、本件監査においても、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本件条例・規程・手引に適合しているかどうかによって判断する。

2 本件請求に係る各支出の違法性・不当性について

(1) 政務活動事務所の設置形態の認定について

手引によると政務活動事務所の設置場所や併設事務所の有無により、按分の考え方が異なることから、まずその認定を行う。

ア 後援会2

後援会2に関して請求人は、フェイスブック掲載の通知等から、事務所開きを行う場所の記載が旧政務事務所と同じ住所になっているため、新事務所の開設の案内である以上、旧事務所が存在し、東隣の松井ビルに新事務所が設置される令和4年12月までの間、後援会2が、通知の記載の場所である旧政務事務所を使用していたと主張する。

その主張に対し森議員は、通知記載の場所は、表記を誤ったものであり事務所開き以前に援会2は活動をしておらず、選挙の時以外は何も活動していないと主張している。

この点、第5監査の結果2(1)イで認定したとおり、事務所開きは、通知記載の★印で実施したことが認められ、フェイスブックの記載や通知の文面をみると選挙に向けた準備のため事務所を開く連絡であり、請求人が主張するような旧事務所に代わって新事務所を開設するような趣旨の通知とまで読み取ることができず、事務所開きから統一地方選挙が終わるまでの活動とみなすことができるため、この通知の場所の記載だけをもって旧事務所が存在し旧政務事務所に併設されていたとは認められない。

イ 実行委員会

実行委員会に関して請求人は、政治資金パーティーを実施するための団体であり、パーティー券の領収書に記載されている実行委員会の住所が旧政務事務所と同じであるため、実行委員会は、パーティー開催の3か月前の令和5年9月から実際

にパーティーが開催された同年 11 月まで旧政務事務所に併設されていたと主張している。

その主張に対し森議員は、実行委員会は、星礼会の活動の一部であり、領収書の記載の住所まで意識しておらず、スタッフが間違えたものであると主張している。

確かに、パーティー開催に伴う収支は、星礼会の収支報告書に記載されていることから、実行委員会は星礼会の活動の一部と認められる。

しかしながら、その他の資料を確認すると、パーティーの案内状を入れた封筒や出欠連絡のための返信用はがき、パーティー入場券に記載されている実行委員会の住所は、旧政務事務所の住所と同じ和歌山市新八百屋丁 25 と記載されている。仮に、森議員の主張のとおり、住所の記載がスタッフのミスであるとしても、返信用はがきに旧政務事務所が記載されていれば、実行委員会が受領すべき返信用はがきは郵送であればすべて旧政務事務所に届くこととなる。このような事情からすれば、外形的に見て、実行委員会は旧政務事務所を利用したものと認めざるを得ない。そして、実行委員会の活動期間について、請求人の主張する 3 か月という期間は、特に不合理なものともいえない。

よって、実行委員会は、令和 5 年 9 月から同年 11 月まで星礼会の活動の一つとして、旧政務事務所を使用したものとする。

ウ 後援会 1 又は 2 について

後援会 1 又は 2 について、請求人は、新政務事務所の入り口に後援会の看板があったことから、新政務事務所には後援会 1 又は 2 が併設されていたと主張している。

一方で森議員は、看板設置に関しては認めるものの顔写真や名前を掲示する目的で後援会用と認識せず新政務事務所の前に置いてしまったが、後に間違いに気づき撤去したと主張している。

その点、後援会 1 は、第 5 監査の結果 2(1)ア（ウ）及び請求人提出資料 9 の 1 から 5 及び 10 の 1 の県選管へ提出した収支報告書及び県選管の告示によれば、令和 6 年 6 月 13 日までは、和歌山市新内 8 にあり、同年同月 14 日以降は、和歌山市新八百屋丁 25 へ移転したことが認められる上、過去 5 年間の収支報告書の収支が、前年度からの繰越額以外の動きが全くなく、活動もないに等しいと認められることを勘案すると、森議員の主張に違和感はなく、看板の設置だけをもって後援会 1 が新政務活動事務所に併設されていたとまで認めることはできない。また、後援会 2 については、上記アで述べたとおり統一地方選挙終了後も活動していたとは認められない。

エ 小括

以上により、政務活動事務所とその他の活動との併設関係をまとめると、政務活動事務所は自宅以外の場所に設置され、旧政務事務所については、令和 2 年 4 月から令和 5 年 11 月まで従たる事務所との併設、さらに令和 5 年 9 月から同年 11 月までは従たる事務所に加えて、実行委員会との併設と認められる。

新政務事務所については、設置された令和 5 年 12 月以降併設された事務所等はなく政務活動専用の事務所であると認められる。

(2) 政務活動費の充当経費について

ア 事務所費

(ア) 事務所の賃借料

森議員は、令和5年12月から新政務事務所を借上げ、その賃借料の10分の9を充当している。

一方で、請求人は、新政務事務所の入り口に後援会の看板があったことから、新政務事務所には後援会1又は2が併設されていたとして、2分の1を超える経費の充当は違法・不当であるとしている。

この点について、既に(1)ウ及びエで述べたとおり、この新政務事務所は政務活動専用であり、全額充当可能であると認められる。その上で按分割合の適用について、森議員は、来訪者が政務活動以外の用件である場合も想定されることから全額を充当すれば疑念を持たれる可能性があるかもしれないと考え低く設定したと主張しており、その主張にも不自然な点はなく、他の活動を考慮して自制的に10分の9の割合により充当を行っているものと解される。新政務事務所が政務活動専用であると認められる以上、その使用割合が10分の9を直ちに下回っているものと認めることはできず、明らかに違法・不当に経費を充当しているとまでいえない。

(イ) 駐車場代

森議員は、令和2年4月から令和5年4月まで全額、同年5月以降は、駐車場代の10分の9を充当している。

一方で、請求人は、政務活動事務所に、令和2年4月から令和4年12月までは、従たる事務所、後援会2が併設されていたため、その代金の3分の1、令和5年1月から同年8月までは、従たる事務所が併設されていたため、その代金の2分の1、令和5年9月から同年11月までは、従たる事務所、実行委員会が併設していたため、その代金の3分の1、令和5年12月以降は、後援会1又は2が併設されていたため、その代金の2分の1の各按分割合を超える経費の充当は違法・不当であるとしている。

この点について、第5監査の結果2(2)ア(イ)に記載のとおり政務活動用に借りている駐車場とは別に駐車場を借りていることが認められた。森議員は別に借りている駐車場は、政党支部や後援会関係の来客に案内しているとした上で、令和5年5月以降10分の9としているのは事務所の賃借料にあわせて按分割合を適用したと主張している。上記2(1)エに記載のとおり、旧政務事務所には併設事務所があったと認められるものの、森議員の主張に不自然な点はないことから、駐車場代に関しては、請求の対象となった全期間について全額充当可能であると認められる。

よって、この駐車場が政務活動専用の駐車場と認められる以上、その使用割合が10分の9を直ちに下回っているものと認めることはできず、明らかに違法・不当に経費を充当しているとまでいえない。

イ 事務費

(ア) 自動車のリース料

森議員は、令和2年度から令和6年度までの全期間、自動車のリース料の2分の1を充当している。

一方で請求人は、自動車の利用は汎用性が高いため、政務活動事務所に併設されている団体等の数に、併設されていない団体等の数を加えた上に、私用分を1として加えた按分割合になると主張し、この期間中、令和5年9月から同年11月までの期間については、政務活動の他に自民党支部や星礼会、後援会、実行委員会の各活動や私用にも使われているとみなすことができるとして6分の1、その他の期間については、実行委員会を除いた5分の1の各按分割合を超える経費の充当は違法・不当であるとしている。

この点について、第5監査の結果2(2)イ(ア)に記載のとおり、政務活動用としてリース料を充当している自動車の他に軽自動車を1台保有していることが認められた。その2台の活用状況に関して、森議員は、保有している軽自動車は、政党の支部や後援会活動に使用している。リース料を充当している自動車は、政務活動と一部私用に使っており、その走行距離など記録していないため、手引に基づき2分の1の充当をしたと主張している。

この按分に関して手引の基本的な考え方として第5監査の結果1(2)記載のとおり、政務活動の内容は議員により異なるため、按分比率を一律に示すことは困難であり、議員各々の判断によらざるを得ないとされており、按分割合は議員の判断に委ねられているものと解される。

また、第5監査の結果1(2)ア(イ)に記載のとおり、手引では自動車リース料については実績を把握しがたい場合は、併設する事務所又は目的の活動の数を勘案して按分するとされており、単に数のみで按分することを求めている。

よって、森議員が、自動車リース料について、政務活動と私用の状況を勘案して2分の1としている点について、政務活動に使用する割合が2分の1を直ちに下回っているとまで認めることはできないため、明らかに違法・不当に経費を充当しているとまでいえない。

(イ) 携帯電話使用料・インターネット接続料

森議員は、令和2年度から令和6年度までの全期間、携帯電話使用料・インターネット接続料の2分の1を充当している。

一方で請求人は、自動車と同様に携帯電話使用料・インターネット接続料についてもその汎用性の高さから、この期間中、令和5年9月から同年11月までの期間について、政務活動の他に自民党支部や星礼会、後援会、実行委員会の各活動や私用にも使われているとみなすことができるとして6分の1、その他の期間については、実行委員会を除いた5分の1の各按分割合を超える経費の充当は違法・不当であるとしている。

この点について、森議員は、スマートフォン及びタブレットの通信料等であり、大半は政務活動用であるものの、それ以外の私用も含めた活動と等分しているとし、経費の按分のルールについてスマートフォンと一体請求であったため、携帯電話の按分のルールに合わせたと主張している。

第5監査の結果2(2)イ(イ)に記載のとおり森議員の主張するようにこの料金

はスマートフォンによる通話料とその通信を利用したデータ通信料などとみなすことができ、経費の種類として携帯電話の按分ルールを適用したことに問題はないものと考えられる。

また、第5監査の結果1(2)ア(イ)に記載のとおり、手引では携帯電話について、他の用途との兼用端末は、基本使用料相当額を含め他の目的の活動の数を勘案して按分するとされている。

よって、上記イ(ア)の自動車リース料で述べたとおり、政務活動と私用を含めた他の活動の状況を勘案して2分の1としている点について、政務活動に使用する割合が2分の1を直ちに下回っているとまで認めることはできないため、明らかに違法・不当に経費を充当しているといえない。

ウ 人件費

森議員は、令和2年度から令和6年度までの全期間、雇用した職員の給料の2分の1を充当している。

一方で請求人は、令和2年4月から令和4年12月までは、政務活動の他に自民党支部、星礼会、後援会1に人件費の支出がないことから、届け出のない主体の活動があると推認し、その届け出のない主体の活動と従たる事務所、後援会2が併設されていたため4分の1、令和5年1月から同年8月までは、政務活動の他に届け出のない主体の活動と従たる事務所が併設されていたため3分の1、令和5年9月から同年11月までは、政務活動の他に届け出のない主体の活動と従たる事務所、実行委員会が併設されていたため4分の1、令和5年12月以降は政務活動の他に届け出のない主体の活動と従たる事務所と後援会が併設されていたため3分の1の各按分割合を超える経費の充当は違法・不当であるとしている。

この点について、第5監査の結果2(2)ウに記載のとおり森議員は3名を雇用しており、業務内容は「政務調査補助他」であることが認められた。森議員は、3名の業務内容は、大半は政務活動であるものの、それ以外の議員としての活動の手伝いをしてもらっているとし、その給料の按分は手引を参考として、政務活動とその他の議員活動とで等分していると主張している。

政務活動以外の部分は、収支報告書に記載はないものの、議員の主張のとおり自民党支部や星礼会などの活動であると考えるのが妥当であり、請求人の主張する届け出のない主体の活動は存在しないものと認められる。そうであれば、雇用されている3人の活動は、政務活動とその他の議員としての活動に集約されるものである。

第5監査の結果1(2)ア(ウ)に記載のとおり手引では、人件費について職員が政務活動以外の業務も行っている場合は、従事時間により按分する。時間割合を把握しがたい場合は、併設する事務所又は他の目的の活動の数を勘案して按分するとされている。

よって、上記イ(ア)の自動車リース料で述べたとおり、政務活動とその他の議員活動の状況を勘案して2分の1としている点について、政務活動に使用する割合が2分の1を直ちに下回っているとまで認めることはできないため、明らかに違法・不当に経費を充当しているといえない。

よって、請求人の主張する各経費について、違法・不当に充当しているといえず返還を求めるべき理由はないものと認められるため、知事が違法若しくは不当に財産の管理を怠っているという請求人の主張に理由はないため主文のとおり裁決する。